

大型連休中の火葬許可証の発行について(お知らせ)

令和8年4月17日
佐倉市市民課

平素より市政に御協力いただきありがとうございます。

ゴールデンウィーク期間中における死亡届の受付及び火葬許可証の発行について、お知らせします。

閉庁時の死亡届は、市庁舎1号館1階警備室において24時間体制で受け付けており、閉庁時に受理した届出については、原則として翌開庁日 13 時に火葬許可証を発行しています。

また、祝日を除く土曜日及び日曜日は、ミレニアムセンター佐倉において火葬許可証の発行業務を行っているところですが、本年の大型連休期間中における火葬許可証の発行スケジュールについて、以下のとおりお知らせします。

火葬許可証の発行スケジュール

日	月	火	水	木	金	土
			4/29 閉庁日 ※市役所警備室で 受付のみ(4/30 発行)	4/30 通常開庁日	5/1 通常開庁日	5/2 ミレニアムセンター 佐倉開庁日 受付 9 時～15 時半 発行 16 時～17 時
5/3 閉庁日 ※市役所警備室で 受付のみ(5/7 発行)	5/4 閉庁日 ※市役所警備室で 受付のみ(5/7 発行)	5/5 ミレニアムセンター 佐倉特別受付 受付 9 時～12 時 発行 15 時～17 時	5/6 閉庁日 ※市役所警備室で 受付のみ(5/7 発行)	5/7 通常開庁日	5/8 通常開庁日	5/9 ミレニアムセンター 佐倉開庁日 受付 9 時～15 時半 発行 16 時～17 時
5/10 市民課日曜開庁日 9 時～12 時 ミレニアムセンター 佐倉開庁日 受付 9 時～15 時半 発行 16 時～17 時	5/11 通常開庁日					

■注意 市庁舎1号館1階警備室に死亡届の届出をした場合、翌開庁時に火葬許可証を発行します。

(例)5月3,4,6日に警備室で受付した死亡届については、5月7日13時以降に市民課で発行

- 土曜日、日曜日及び祝日は、亡くなった方及び届出人の住所地・本籍地の市区町村へ照会することができず、死亡届に記載された内容の正否を確認することができませんので、火葬許可証は死亡届に記載されたとおりの住所・本籍・続柄のまま発行します。
- 発行日以降、死亡届の記載内容に誤りがあったことが判明した場合
その旨を直ちにご連絡いたしますので、正しい住所・本籍・続柄が記載された火葬許可証と速やかに差し替えてくださるようお願いいたします。

【お問い合わせ先】佐倉市役所市民課
住民記録班 043-484-6121